

「令和7年台風第22号に伴う災害」における 受信料の免除について

令和7年10月8日

「令和7年台風第22号に伴う災害」における災害による受信料の免除について、次のとおり実施します。

1. 免除の範囲

災害救助法が適用された区域内（※）において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の受信契約

2. 免除の期間

令和7年10月から令和7年11月まで（2か月間）

3. 免除の手続き

- ・受信契約をいただいている皆さまからのお届けなどにより、免除対象となる方を確定させていただきます。
- ・免除が適用される期間の受信料について、前払い等によりすでにお支払いいただいている場合は、お支払い済み分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。

（※）災害救助法が適用されている区域（令和7年10月8日現在）

東京都	島しょ利島村、島しょ新島村、島しょ神津島村、島しょ三宅村 島しょ御蔵島村、島しょ八丈町、島しょ青ヶ島村
-----	--